

教育基本法改正に関する国会審議における主な答弁

■ 総論

- 教育基本法を改正する理由は何か。 1
- 教育基本法を改正し、どのような人間の育成を目指すのか。 3
- いじめ、未履修の問題や規範意識の欠如など、現在の社会や教育の課題は教育基本法の改正により解決できるのか。 5
- 法案は、能力主義、競争主義をあおるものではないか。 7
- 教育基本法と憲法の関係をどう考えるか。 9
- 国民的議論が不十分であり、時間をかけて検討すべきでないか。 10
- 全部改正とした理由如何。 12

■ 前文

- 前文を置く理由如何。 13
- 前文の構成及び趣旨如何。 14
- 「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」とは何か。 16

■ 教育の目的・目標（第1条、第2条）

(第1条、第2条総論)

- 第1条と第2条の関係如何。 17
- 「人格の完成」とはどういう意味か。 19
- 教育の目標を法律に規定するのは不適切でないか。 20
- 第2条の教育の目標はすべての教育に及ぶのか。 21
- 「学問の自由」の尊重を規定した趣旨如何。 22
- 「学問の自由」と学習指導要領の関係如何。 23
- 教育における個（「個人の尊厳」）と公（「公共の精神」）の関係をどう考えるか。 24

(第2条第1号)

- 「豊かな情操と道徳心を培う」を規定した趣旨如何。 25

(第2条第2号)	
○ 「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度」を規定した趣旨如何。	27
(第2条第3号)	
○ 男女共学を削除した理由如何。	28
○ 中教審答申の「男女共同参画社会への寄与」は、法案に反映されているのか。法案で男女共同参画は推進されるのか。	29
○ 「公共の精神」とは何か。	30
(第2条第4号)	
○ 「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度」を規定した趣旨如何。	31
(第2条第5号)	
○ 第2条第5号の趣旨如何。	32
○ 戦前のように国を愛する心を強制するのではないか。	34
○ 「我が国」には統治機構を含むのか。	35
○ 「態度」とした理由は何か。「心」とすべきでないか。	36
○ 「我が国を愛する」態度とは何か。どのように指導するのか。 ..	37
○ 「我が国を愛する」態度をどう評価するか。内心の自由を侵害するのではないか。	38
○ 国を愛する心情を通知表で評価するのは不適当でないか。 ..	39
○ 「他国を尊重」の趣旨如何。	40
■ 生涯学習の理念（第3条）	
○ 生涯学習に関する規定を新たに設ける趣旨如何。	41
○ 生涯学習と社会教育の関係如何。	42
■ 教育の機会均等（第4条）	
○ 第4条の趣旨如何。	43
○ 「学ぶ権利」を規定すべきでないか。	44
○ 日本国民だけでなく、外国人にも「学ぶ権利」を保障すべきでないか。	46
○ 障害のある者に対する教育上の支援が規定されることとインクル	

ーション教育との関係如何。	47
■ 義務教育（第5条）	
○ 義務教育年限の「9年」を規定しなかった理由如何。	49
○ 義務教育の年限を延長する可能性はあるか。	50
■ 学校教育（第6条）	
○ 第6条に学校の役割を規定した趣旨如何。	51
○ 「必要な規律」とは何か。	52
○ 専修学校は法律にどのように位置づけられているのか。	53
■ 大学（第7条）	
○ 大学に関する規定を新設した趣旨如何。	54
○ 高等教育の無償化を導入すべきではないか。	55
■ 私立学校（第8条）	
○ 私立学校に関する規定を新設した趣旨如何。	57
■ 教員（第9条）	
○ 「全体の奉仕者」を削除した理由如何。	58
○ 「絶えず研究と修養に励み」と新たに規定した理由如何。	59
■ 家庭教育（第10条）	
○ 家庭教育に関する規定を新設した趣旨如何。家庭教育に国が介入することにならないか。	60
■ 幼児期の教育（第11条）	
○ 幼児期の教育に関する規定を新設した趣旨如何。	62
○ 幼児期の教育の無償化を導入すべきではないか。	63
■ 社会教育（第12条）	
○ 「社会教育」とは何か。	64

■ 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）	
○ 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力に関する規定を新設した趣旨如何。	65
■ 政治教育（第14条）	
○ 「政治教育」の規定の趣旨如何。	66
■ 宗教教育（第15条）	
○ 「宗教に関する一般的教養」とは何か。	67
○ 「宗教的情操（感性）」を規定すべきでないか。	68
○ 「宗教的情操」の必要性についてのこれまでの政府答弁との関係如何。	70
○ 「宗教に関する一般的教養」を規定するだけでは、中教審答申から後退しているのではないか。	71
○ 公立学校において行うことのできる宗教教育の範囲如何。	72
■ 教育行政（第16条）	
○ 「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」と規定した趣旨如何。「不当な支配」を残した理由如何。「国民全体に責任を負って」を削除了理由如何。	76
○ 「不当な支配」の主体は何か。国や知事も不当な支配の主体となるのか。	78
○ 第10条（改正前）は、教育に対する国家の関与が抑制的であるべきことを求めているのではないか。また、改正後、抑制的であるべきことを示す規定があるか。	79
○ 教育行政における国の責任が不明確でないか。義務教育についての最終的責任は国にあるのか。	80
○ 地方教育行政の在り方を見直すべきではないか。	82
■ 教育振興基本計画（第17条）	
○ 教育振興基本計画の内容及びスケジュール如何。	83